



日医発第14号(法安)(健Ⅱ)
令和6年4月1日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会
会長 松本 吉郎
(公印省略)

「医師法施行規則及び歯科医師法施行規則の一部を改正する省令」の公布について
(死亡診断書及び死体検案書の様式関係)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

死亡診断書及び死体検案書の様式は、医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第20条第2項の規定により、同令第4号書式によらなければならないとされております。

今般、同書式中の「記入の注意」等について、下記のとおり改正する旨、厚生労働省医政局長より本会宛に了知方依頼がありました。（別添）

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、別添通知に添付されております官報掲載の書式画像につきましては、追って訂正*がある旨、厚生労働省医政局医事課より連絡がありましたことを申し添えます。

記

【改正の内容】

- 医師法施行規則第4号書式及び歯科医師法施行規則第4号書式について、「記入の注意」中、「産後42日未満の死亡の場合は」を、「産後1年未満の死亡の場合は」に改める。
- その他、所要の形式的な改正を行う。

【施行期日】

- 施行期日：公布の日
- なお、この省令の施行の際、現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。また、この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

以上

※訂正箇所：書式中の「死因の種類」欄に、本来表示されるべき選択肢が一部欠落している。

医政発 0311 第 20 号
令和 6 年 3 月 11 日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医師法施行規則及び歯科医師法施行規則の一部を改正する省令」
の公布について (通知)

標記について、別紙のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、その内容
について御了知いただきますようお願いいたします。

医政発 0311 第 19 号
令和 6 年 3 月 11 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「医師法施行規則及び歯科医師法施行規則の一部を改正する省令」
の公布について (通知)

医師法施行規則及び歯科医師法施行規則の一部を改正する省令 (令和 6 年厚生労働省令第 38 号) については、別添のとおり公布・施行されることとなりました。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管内市町村を始め、関係者、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

- 死亡診断書及び死体検案書 (以下「死亡診断書等」という。) については、医師法 (昭和 23 年法律第 201 号) 第 19 条第 2 項において「診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会った医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求があつた場合には、正当の事由がなければ、これを拒んではならない。」とされており、死亡診断書等の様式は、医師法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 47 号) 第 20 条第 2 項の規定により、同令第 4 号書式によらなければならないとされているところ。
- また、死亡診断書については、歯科医師法 (昭和 23 年法律第 202 号) 第 19 条第 2 項において「診療をなした歯科医師は、診断書の交付の求があつた場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」とされており、その様式は歯科医師法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 48 号) 第 19 条の 2 第 2 項の規定により、同令第 4 号書式によらなければならないとされているところ。
- これらの書式にはそれぞれ、医師法施行規則第 20 条第 1 項に掲げる事項、歯科医師法施行規則第 19 条の 2 第 1 項に掲げる事項の他、「記入の注意」等

が定められている。

- 今般、「後発妊産婦死亡」として妊娠終了後満 42 日以後 1 年未満の女性の死亡数を正確に把握する観点から、医師法施行規則第 4 号書式及び歯科医師法施行規則第 4 号書式の「記入の注意」に記載されている産後の死亡に関する事項について、下記のとおり所要の改正を行う。

第 2 改正の内容

- 医師法施行規則第 4 号書式及び歯科医師法施行規則第 4 号書式について、「記入の注意」中、「産後 42 日未満の死亡の場合は」を、「産後 1 年未満の死亡の場合は」に改める。
- その他所要の形式的な改正を行う。

第 3 施行期日

- 施行期日：公布の日
- なお、この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。また、この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

以上

○厚生労働省令第三十八号

医師法(昭和二十三年法律第二百一号)及び歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)を実施するため、医師法施行規則及び歯科医師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十一日

厚生労働大臣 武見 敬三

死亡診断書(死体検案書)

この死亡診断書(死体検案書)は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。楷書で、できるだけ詳しく書いてください。

氏名	男 2女	生年月日	明治 昭和 年 月 日 大正 平成 令和 年 月 日 午前・午後 時 分
死亡したとき	令和 年 月 日	午前・午後 時 分	
死亡したところ及びその種別	死亡したところの種別 (死亡したところの種別一)	番地 番 号	
死亡の原因	I (ア)直接死因 (イ)アの原因 (ウ)イの原因 (エ)ウの原因 II 原因には原因に關聯しないが1層の疾病(原因に關聯する及ばない他の疾病)を併発した	疾病(発症)又は受傷から死亡までの期間 ●年、月、日等の単位で書いてください ただし、1日本病の発症は、時、分等の単位で書いてください (例:1年3ヵ月、5時00分)	
手術	1無 2有	手術年月日	令和 平成 年 月 日 昭和
解剖	1無 2有	主要所見	
死因の種類	1 病死及び自然死 2 不慮の外因死 { 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火傷による傷害 } 3 その他及び不詳の外因死 { 3 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の } 12 不詳の死		
外因死の追加事項	傷害が発生したとき 令和・平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分 傷害が発生したところの種別 1 住居 2 工場及び造業現場 3 道路 4 その他 () 傷害が発生したところ 都道 市 区 府県 郡 町村 手段及び状況		
先後1年未満で病死した場合の追加事項	出生時体重 グラム 単胎・多胎の別 1 胎胎 2 多胎 (子中第 子) 妊娠・分娩時における母体の病歴又は異状 母の生年月日 昭和 平成 令和 年 月 日 3 不詳 好胎数 胎 数 前回までの妊娠の結果 出生児 人 死産死 胎 (妊娠22週以後に限る)		
その他特に付言すべきことから			
上記のとおり診断(検案)する	診断(検案)年月日 令和 年 月 日 本診断書(検案書)発行年月日 令和 年 月 日 番地 番 号		
病院、診療所、介護医療院若しくは介護老人保健施設等の名称及び所在地又は医師の住所	(氏名) 医師		

記入の注意

生年月日が不明の場合は、並左年齢をカッコで付して書いてください。

夜の12時は「午前0時」、且の12時は「午後0時」と書いてください。

「老人ホーム」は、介護老人ホーム、特別養老老人ホーム、新養老老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。

死亡したところの種別(介護医療院、介護老人保健施設)を選択した場合は、施設の名称に添って、介護医療院、介護老人保健施設の別をカッコ内に書いてください。

傷名等は、日本語で書いてください。

1層とは、各傷病について、病名の型(例:急性)、部位(例:前頭部)、部位(例:右腕関節)、性状(例:前頭部腫瘍)等もできるだけ書いてください。

妊娠中の死亡の場合は「妊娠経過」、また、分娩中の死亡の場合は「妊娠経過(分娩中)」と書いてください。産後1年未満の死亡の場合は「妊娠経過(産後経過)」と書いてください。

1層及び2層に關聯した示性について、病名及びその診断名と原因のある所見等を記入してください。組合せや伝染等による情報についてもカッコを付して書いてください。

「交通事故」は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による原因が該当します。

「煙、火災及び火傷による傷害」は、火災による一級火災、準中火、準小火を含みます。

「住居」とは、住宅、邸等をいい、老人ホーム等の居住施設は含まれません。

傷害がどういった状況で起こったかを具体的に書いてください。

好胎数は、最終月経、基礎体温、超音波検査等により推定し、できるだけ正確に書いてください。

母子健康手帳等を参考に書いてください。

氏名の欄には、医師本人が署名してください。記名押印は原則不可です。

第四号書式(第二十条関係)

医師法施行規則及び歯科医師法施行規則の一部を改正する省令(医師法施行規則の一部改正)

第一条 医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

第四号書式を次のように改める。

第二号書式(第十九条の一関係)
(歯科医師法施行規則の一部改正)
第二条 歯科医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

死亡診断書

この死亡診断書は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。検査で、できるだけ詳しく書いてください。

Form with fields for Name, Date of Death, Cause of Death, and other medical details. Includes checkboxes for gender and age, and a section for autopsy results.

記入の注意

Birth date and time of death instructions.
Death location and facility name instructions.
Cause of death and external cause instructions.
Autopsy and forensic medicine instructions.
Pregnancy and delivery instructions.

この省令は、公布の日から施行する。
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。